

内閣参質一九三第九五号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出菅官房長官の憲法改正に係る認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(

(

参議院議員小西洋之君提出菅官房長官の憲法改正に係る認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の菅内閣官房長官の発言は、憲法改正に関する平成二十九年四月二十八日の閣議後記者会見における記者からの質問及び平成二十七年一月十日の報道番組における司会者からの質問に対し、環境問題や私学助成など、憲法制定当時にはなかつた論点について、改正が必要ではないかとの指摘があるという事実を述べたものである。いずれにしろ、憲法改正については、各議院に設けられた憲法審査会において御議論いただきべきものであると考えている。

(

(